

工事請負契約設計変更ガイドライン

令和5年4月



目 次

1	ガイドライン策定の背景	1
2	適切な設計変更の必要性	1
3	適用範囲	1
4	設計変更の基本事項	1
4-1	設計変更の基本原則	1
4-2	用語の定義	2
5	設計変更における留意点	2
5-1	発注者の留意点	2
5-2	受注者の留意点	2
6	設計変更の対象	3
6-1	設計変更が可能な場合	3
6-2	設計変更ができない場合	3
7	工事の仮設及び施工方法等の指定と任意の運用	3
7-1	基本事項	3
7-2	指定と任意の使い分けにおける留意点	4
7-3	指定とすべき事例	4
8	その他	4
附 則		4

1 ガイドライン策定の背景

公共工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる社会基盤となる施設を関係機関との協議を経て、多種多様な現地の自然・社会・環境条件(地形、地質、天候、騒音、振動、周辺住民、交通の確保等)のもとで完成させなければならない特殊性を有しています。

工事を発注するにあたっては、現場ごとに異なる複雑かつ多様な施工条件に対し、必要な調査・検討・計画を行い最適な工法等を選定し、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者が締結する契約のもと工事の施工が履行されるものとなります。

しかしながら、現実の工事の施工にあたっては、当初の計画どおり工事が進行しないこともあり、工事内容の変更や工事の一時中止等が避けられない場合があります。

本市の建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)においても、設計変更に係る手続き等について規定されており、それらの該当する条項における一般的な考え方等を示すことにより、設計変更における発注者及び受注者の認識の共有化と変更手続の透明性の向上を図り、設計変更が適切かつ円滑に実施されるよう、一層の公共工事の品質確保に寄与すべく本ガイドラインを策定するものです。

2 適切な設計変更の必要性

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)の第7条では、発注者の責務として、『設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと』が明記され、設計変更が発注者の責務として法的に位置付けられました。

また、建設業法第18条では、「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」と規定されています。

3 適用範囲

この「工事請負契約設計変更ガイドライン」は、羽曳野市及び羽曳野市水道局発注のすべての工事(随意契約を含む)に適用する。

4 設計変更の基本事項

4-1 設計変更の基本原則

設計変更に伴う契約変更の範囲としては、以下のとおり規定されています。

- ①設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。
- ②一式工事については、図面、仕様書において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として契約変更の対象としない。
- ③設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。

4-2 用語の定義

- ◎設計変更⇒工事の施工にあたり、設計図書の内容の変更に係るもの。
- ◎契約変更⇒設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づく契約の変更を行うもの。
(例外として物価の急激な変動等により設計変更を行わずに契約変更する場合。)
- ◎承 諾⇒契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意すること。
- ◎協 議⇒書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ること。
- ◎指 示⇒契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させること。
- ◎通 知⇒発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせること。
- ◎設計図書⇒図面、仕様書、金抜き設計書(発注者が配付したもの)、補足説明書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

5 設計変更における留意点

設計変更はその必要が生じた都度、遅延なく行い、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に「指示」しなければならない。

設計変更の「指示」にあたっては、当初設計の考え方や設計条件を再確認し、設計変更協議にあたり、当該工事での変更の必要性を明確にするとともに設計変更に伴う契約変更の手続きを遅延なく行うものとする。

軽微な設計変更においては、当該変更に係わる工事施工後に設計変更を行うことができるものとする。

5-1 発注者の留意点

- ①発注者は、受注者が工事の目的に即した適切な施工ができるよう、設計図書には必要な条件を明示しなければならない。また、変更の必要がある場合は受注者に対して書面により「指示」を行わなければならない。
- ②受注者が実施する設計図書の照査の結果、受注者から確認の「請求」があった場合は、調査を行いその結果を受注者に「通知」し、必要があると認められる時は設計変更又は契約変更を行なうものとする。
- ③契約書に定める、「催告」、「請求」、「通知」、「報告」、「申出」、「承諾」、「解除」、「指示」、「協議」、「提出」は、書面〔羽曳野市工事関係提出書類様式の様式 31-(1)、-(2) 協議書(打合せ簿)〕により行わなければならない。
- ④設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な「指示」、「協議」等は書面で行わなければならない。
- ⑤工事の一時中止の必要が生じた場合、受注者の負担軽減のため、速やかに一時中止の「指示」を行わなければならない。
- ⑥設計変更に伴う工期若しくは請負代金額の変更については、発注者と受注者が「協議」して定めるものとする。

5-2 受注者の留意点

- ①受注者は、工事の目的が達せられるよう施工する義務があり、工事に係る発注者の意図、設計図書、現場条件等を確認する必要がある。(設計図書の照査)
- ②受注者は、工事の着手時点において設計図書を照査し疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合は、速やかに発注者に通知し、発注者と書面による協議を行い、発注者からの書面による指示に従い施工しなければならない。受注者独自の判断で、施工してはならない。

- ③受注者は、現場代理人を施工途中で変更した場合、変更前に交わした協議事項全てを変更後の現場代理人に引き継ぐものとする。

6 設計変更の対象

6-1 設計変更が可能な場合

- ①図面や仕様書など、相互に一致しない設計図書の訂正。
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- ②誤謬又は脱漏がある設計図書の訂正。
ごびゅう だつろう
- ③表示が明確でない設計図書の訂正。
- ④実際の工事現場と一致しない施工条件が示された設計図書の変更。
- ⑤当初には明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたことによる、設計図書の変更。
- ⑥発注者が必要であると認める場合の設計図書の変更。
- ⑦受注者の責によらない事由による工事の一時中止。
- ⑧受注者の責によらない事由による工期の延長。
- ⑨特別の理由により発注者が請求する工期の短縮。
- ⑩発注者は、予算制度、予算運営上において特別の理由により請負代金額の増額ができないとき、代わりに設計図書を変更し、当初の請負代金額又は発注者の負担しえる範囲内の増額に相応する工事量に変更する。

6-2 設計変更ができない場合

次のような場合は、原則として設計変更できない。ただし、臨機の措置により対応の場合は、この限りでない。

- ①契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合。
- ②協議書(打合せ簿)による「指示」や「協議」がない場合。(口頭のための指示や協議等)
- ③設計図書に明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず受注者が独自の判断で施工した場合。
- ④発注者と「協議」をしているが、「協議」が整っていない時点で施工した場合。
- ⑤「承諾」事項として施工した場合。

7 工事の仮設及び施工方法等の指定と任意の運用

7-1 基本事項

指定・任意については、適切に設計図書に指定されていなければ、工事实施の仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において裁量の範囲とする。

7-2 指定と任意の使い分けにおける留意点

指定と任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- ①仮設及び施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ②任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。(変更の対象としない)
- ③指定及び任意ともに、受注者の責による場合を除き、当初設計時の想定と現地条件が一致しない場合は変更の対象となる。

7-3 指定とすべき事例

- ①特許工法や特殊工法を採用する場合。
- ②関係官公署等との協議により、施工条件等が制約される場合。
- ③環境対策等、施工方法等の選択に当たり特段の配慮が必要な場合。
- ④他の工事等に使用するため、仮設物を工事完成後も存置する必要がある場合。
- ⑤仮設構造物を一般交通に供用する場合等。

8 その他

このガイドラインは、設計変更における発注者及び受注者の認識の共有化と変更手続きの透明性の向上を図るため必要に応じ、適宜、見直すものとする。

附 則

令和5年4月1日施行。